

第 2 回 富士河口湖町宿泊税検討委員会 議事録

日時：2025 年 9 月 9 日（火）10:00-12:00

場所：富士河口湖町役場 304 会議室

参加委員・欠席委員：下記の表のとおり

（50 音順・敬称略）

委員名	所属
梅川 智也	國學院大學 観光まちづくり学部 教授
小佐野 国博	北河口湖観光協会 会長
九川 修	本栖湖観光協会 会長
堀内 治郎	大石観光協会 会長
堀内 貴丈	（一社）富士河口湖町観光連盟 理事長
外川 凱昭	河口湖観光協会 会長
渡辺 信三	小立観光協会 会長
渡辺 正子	副町長
渡辺 安司	西湖観光協会 会長
渡辺 良次	精進湖観光協会 会長

（欠席）

大野 章	勝山観光協会 会長
外川 和久	河口湖温泉旅館協同組合 理事長
宮下 昇	奥河口湖観光協会 会長

（オブザーバー）

氏名	所属
菅野 正洋	（公財）日本交通公社 観光研究部 上席主任研究員
工藤 亜稀	（公財）日本交通公社 観光研究部 研究員

（富士河口湖町事務局）

氏名	所属
古屋 昌浩	観光課長
渡辺 光夫	税務課長
三浦 貴洋	観光課 観光戦略係長
梶原 秀太	観光課 観光戦略係
井出 新二	税務課長補佐
山中 寛之	税務課長補佐

1. 開会

2. 町長あいさつ

以下、町長あいさつを要約

第 1 回委員会での貴重なご意見に感謝する。本委員会は宿泊税の導入を前提とするものではなく、あくまで今後の観光振興のための財源確保策として検討する場であると認識している。富士河口湖町は過去に法定外税として全国初の遊漁税を導入し、環境保全や清掃、トイレ整備などに取り組み、高い評価を得てきた。しかしながら、人口減少や少子高齢化が進む中、町税が増えたとしても、国からの交付金が減少するため、現状以上の予算確保は極めて困難な状況である。そこで、山梨県内では富士吉田市と忍野村と当町が宿泊税導入に向けた検討会を進めている。全国でも、32 都道府県にまたがる 92 の自治体で新たに導入を検討している状況である。

宿泊税は目的税であり、その成果を市民や事業者に明確に説明する必要がある。行政だけでは偏りがちな知見を補うため、委員の皆様には専門的知見と多様な経験を活かし、幅広い宿泊事業者や観光客の声を反映した議論をお願いしたい。本日の議論を通じて、将来にわたって効果を発揮できる制度の方向性を具体化してほしい。

そのほか、道路等の事業の現状であるが、甲府・笛吹・富士河口湖・富士吉田線促進期成同盟会では御坂トンネルの建設に向け、国交省へ要望を行うなど、観光用道路の整備も進めており、開通間近の状況である。河口湖北岸道路や長崎トンネル等についても工事が進んでおり、渋滞解消が期待される。大石公園周辺の駐車場については、地主と協定を結び、整備を進めている。また、次世代モビリティである空飛ぶ車を県が推奨しているが、この発着地として富士山麓地域が有力視されている状況である。

※渡辺町長は公務のため退席。

3. 議事

(1) 前回の検討委員会の振り返り

資料 2 を用いて（公財）日本交通公社より説明。

(2) 宿泊事業者アンケート結果について

資料 3 を用いて（公財）日本交通公社より説明。

(3) 宿泊税の導入検討について

資料 2 を用いて（公財）日本交通公社より説明。

(4) 宿泊税の使途について

資料 2 を用いて観光課より説明。

(5) 宿泊税の制度設計について

資料 2 を用いて観光課より説明。

(6) 意見交換

- ・以下、各委員からの質問や意見交換の内容を記載。

(委員) 当施設はバンガローやテントを提供しているが、一番高いバンガローで一棟 5,000 円未満程度、テントは 1 人 300 円～500 円でやっている。税額が 200 円となると、テントは倍近い値上げとなり得る。町の案では免税点は設けないとあるが、このような形態でやっている事業者にとっては大変影響が大きい。

- (観光課) キャンプ場のテントは旅館業法の対象外となるため、現在の案では宿泊税も対象外となると考えていただければと思う。バンガローについては旅館業法の対象となるので、徴収していただくことになる。

(委員) 本日の資料に書かれていることは、あくまで案と認識している。その上で、法定外目的税という観点から、宿泊税の必要性については理解した。ただし、当観光協会内の宿泊事業者からは様々な意見がある。コロナ禍からは回復はしつつあるが、まだコロナ禍前の状態には戻っておらず、コロナ禍で受けた融資について今年から返済が始まったという事業者もいる。そのような中で、なぜ今宿泊税を入れるのかという意見がある。

また、入湯税について、外国人からは「なぜ温泉に入らないのに払わなければならないのか」という声があり、現場が説明に苦勞する状況も見られる。宿泊税についても、徴収する宿泊事業者側が負担を負うことになる。補助が出るということであるが、会計システムを変更することもコストとなる。今回のアンケートは、観光客ではなく宿泊事業者に対するアンケートだったにも関わらず、宿泊税について「よくわからない」と回答した事業者が多く、一般の消費者からはさらに認知度が低いと考えられるため、どのように周知するのも課題である。全国の観光地で、宿泊税を取る地域と取らない地域があるということに、不公平感を抱く事業者もいる。一番大変なのは徴収する事業者ということを理解していただきたい。

また、徴収された場合には、税収と使途の透明性が重要である。特に使途については、観光事業者も監督ができる仕組みにしてほしい。行政のやり方としては、多くが単年度予算となるかと思う。しかし、ハード整備等は 2～3 年かかる事業もあるため、特別会計等の措置が必要かと思う。

民泊については、アパートの一室や空き家を使い、届出をせずに営業していると思われるところが見受けられる。税の大原則は適正かつ公平ということであるので、払う人と払わない人が出るというのは非常に問題である。やはり、明確な事業計画を立て、何に使うから徴収するという具体的なものを全体へ提示していくことが重要かと思う。

- (観光課) お客様への説明という点については、町として、宿泊施設のフロントで使っていただけるようなチラシやポスターを、外国語も含めて製作したいと考えている。

違法民泊の問題についてであるが、管轄が山梨県のため、県とも協力しながら対策したい。罰則は設けているものの、行政で全てを把握するのはどうしても難しいため、皆様からも情報提供いただきたいと考えている。

使途に関してであるが、宿泊税を導入した場合には、ある程度の財源が見込めると考えられるため、まずは現在の観光計画を見直したいと思う。その際、計画期間を10年等と設定することで、長期的な視点で宿泊税の使途を決めていきたい。具体的な使途は行政だけで決めるのではなく、民間の事業者様にも集まっていただき議論したいと考えている。

- (委員) 空き家やアパートの一室での違法民泊は相当数あると感じている。また、住宅街で夜中に騒音が発生するというような観光公害は、そのような施設で発生していると思う。フロントがなく、スマートフォンで完結しており、徴収方法も課題である。町として徹底して調査してほしい。

(委員) 入湯税について、温泉に入らないので払いたくないという人がたまにいるが、その場合はどうしたら良いのか。絶対に徴収しなければならないということであれば、最終的には旅館側が負担するしかないのか。

- (税務課長) 税金なので必ず徴収していただく必要がある。各施設のフロント等に置けるよう、周知のためのチラシ等配布している。
- (梅川委員長) 税金を拒否するということは、脱税ということになる。地方税法に基づくものなので、絶対に払いたくないという人については警察に対応してもらうことになるのではないかな。
- (委員) 我々は特別徴収義務者として罰則まであるのだから、やはり公平に取りたいと考えている。

(委員) 宿泊税導入の意図や町の考えている使途については理解した。当協会のエリアは、ほとんどが学生を相手にする合宿である。修学旅行は免除という案であるが、部活動等の合宿はどうなるのか。小中高大とあり、線引きはどうなるのか。また、サッカーのクラブチームなど、学校行事ではなくスポーツや音楽の合宿もある。それらを整理して、自分の地域の事業者の説明できるようにしたい。単価は安く、合宿需要だと三食付きで7,500円から8,000円ほどである。

- (観光課) 課税免除とする教育旅行の範囲であるが、学習指導要領に基づく教育課程上の旅行(学校行事)のみと考えている。学習指導要領があるのは高校までのため、大学生については課税免除にはしない。また、部活動の合宿に関しても、学習指導要領に基づく教育課程上の行事ではないため免除の対象にはしないということを考えている。他の先行自治体でも、合宿の免税については検討している自治体はあるが、やはり税の公平性の観点から、本来であれば課税されるべきものを免除にするという際に、公益上の理由が何か明確にする必要がある。公益上宿泊税を課

税することが適切ではないという事由があり、例えば学校長が、学習指導要領に基づく教育旅行であるという公的な証明ができるものについては、免除にすることができる。

- （委員）学校長が証明すれば、部活動でも良いということか。
- （観光課）部活動などは学習指導要領に基づく学校行事ではないため、学校長が証明を出すこと自体ができない。合宿にもスポーツだけでなく音楽等様々あり、大会に参加するとなれば引率はどこまで免除するのか、コーチは免除するのか、OBとして来て指導もしている人はコーチとみなすのか等、どこに線引きをするのが難しい。事業者様の方で細かい部分を把握するのもできないという観点からも、現在の案に至っている。ただし、町としてもスポーツ等の合宿誘致は重要であるため、町営のスポーツ施設を整備するなど、誘致のために宿泊税を使うことも考えている。
- （委員）教育旅行の考え方については、今回知識を得たので、エリアの総会でも説明できるかと思う。免税点についてだが、素泊まりで単価が高くない施設も多いが、それでも 200 円をとるのか。
- （観光課）免税点として金額をどこかで区切る場合にも、どこで区切るのかという議論になる。今回のアンケートの 3 ページにあるように、人泊数で見た価格帯別の分布では、1 万円未満が 3 割、5,000 円未満は 0.5 割となる。どこで区切ったとしても、なぜ徴収しないのかという明確な理由を説明できない。また、5,000 円、6,000 円、7,000 円とどこかでラインを設定してしまうと、今のインフレの状況で、事業者様の方がやりにくくなってしまいうという話も先行自治体では聞いた。現状の町からの提案は、あくまで案なので、皆様のお声を聴きながら進めていきたい。
- （梅川委員長）現状はあくまで案なので、免税点を設けた方がよいという意見がまとまれば、役場もそれを検討するということかと思う。ただ、町から説明があったように、どこで線引きをするのかというのが難しい。明確な理由を説明できないのであれば、課税免除や免税点を設けない方がかえって公平性が出るということかと思う。
- （観光課）本日の説明だけで、すぐに答えは出ない方もいらっしゃるかと思うので、各協会へ持ち帰っていただき、随時わからないこと等は観光課の方に問い合わせをいただければ、できる限り回答をしたい。また、もしご要望があれば各協会に出向いてご説明させていただきたい。

（委員）国全体の予算として、出国税（国際観光旅客税）が 500 億円という試算があり、さらに値上げするという報道もある。観光庁から一部を各観光地へ還元していただくことはできないのか。

- （梅川委員長）国としては、入国審査の顔認証システム等にも使っているが、大部分は地方の観光地へ既に分配されている。国会で用途についても決めており、観光

庁だけではなく、環境省や厚生労働省等も通じて、既に活用されている。

（委員）資料2の30ページに見直し期間とあるが、この考え方について知りたい。例えば宿泊税を導入してみて宿泊者数が下がった場合に、宿泊税の単価を下げたり廃止したりするということもあり得るのか。

- （観光課）それはあり得る。実際に導入してみて、町に合っていないということがあれば議論しながら一つずつ見直していけば良いと考えている。
- （委員）今、当町や富士吉田市が検討しているというが、あくまで市町村単位での導入なのか。例えば、県が導入するとなれば、さらに上乗せされる可能性もあるのか。
- （観光課）もし県が導入すれば、上乗せの可能性はある。ただし、県との交渉次第かと思う。実際に全国でも事例はあり、北海道と倶知安町、福岡県と福岡市、北九州市などがある。現時点では、山梨県として導入予定はないということは聞いている。
- （梅川委員長）重要なのは、県と市町村とどちらが先に導入するかである。県で徴収した場合は、富士河口湖町での徴収額も県全体へ配分されることになるので、町として先行する方が望ましいと思う。

（梅川委員長）各自で資料を読み込んで、何か疑問があれば町に聞いていただければと思う。また、町としては、説明会を丁寧に行った方がよいかと思う。税金というのは、行政の問題ではあるが、宿泊税は特別徴収義務者である民間事業者と一体になって進めるものなので、丁寧にやっていただきたい。

4. その他

- ・ 次回の開催は11月10日（月）の13時30分からを予定。
- ・ 10月15日（水）に事業者向けの宿泊税勉強会（セミナー）を実施する。内容は6月のセミナーと同様のものであるが、より平易な内容にし、理解を深めていただく機会としたい。

5. 閉会

以上